

人事コンサルティング契約書

株式会社●●(以下甲という)と株式会社キャリア・エックス(以下乙という)とは、甲の人材採用に関し、下記の通り甲が乙に人事コンサルティングを依頼する契約を締結する。

第一条 (業務内容) 乙が行う人事コンサルティング業務の内容は、人材の募集、検索、調査、面接、選考、労働条件の決定等に関するコンサルティング業務一式とする。

第二条 (人事コンサルティング料の発生) 人事コンサルティング料は、乙のコンサルティングを通じて、甲が人材の採用を決定しかつ採用決定者が入社意思を書面にて示した段階で発生する成功報酬方式とする。
採用決定者が入社意思を書面にて示したにも関わらず甲への入社に至らなかった場合には、当該人事コンサルティング料は発生しない。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第三条 (人事コンサルティング料) 人事コンサルティング料は、採用決定者の理論年収(月給の 12 ヶ月分に年間賞与の理論値を加えたもの、並びにすべての諸手当・一時金。但し通勤交通費やリモート手当を除く)の 35%(消費税別)とする。

第四条 (人事コンサルティング料の返還) 採用決定者が甲に入社後、自己都合による退職に至った場合、乙は甲に次の通り人事コンサルティング料を返還するものとする。
入社後 1 ヶ月以内に退社 : 人事コンサルティング料の 80%
入社後 3 ヶ月以内に退社 : 人事コンサルティング料の 50%
入社後 6 ヶ月以内に退社 : 人事コンサルティング料の 10%
但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。

第五条 (人事コンサルティング料の支払) 甲は採用決定者と労働契約を締結した月の翌月末に、乙に第三条に基づく人事コンサルティング料を乙の指定する銀行口座へ振込み送金する方法により支払うものとする。

第六条 (守秘義務) 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者、第三者に関する情報並びに、甲乙相互の秘密又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

第七条 (重複応募)
1. 甲は乙が候補者を紹介した日より 1 年間は、他の手段により応募があった場合には、すみやかに乙にその旨通知し、乙の紹介を優先して取り扱うものとする。
2. 甲は乙が応募者を紹介した日より 1 年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、当該応募者と直接連絡を取る場合には事前に乙に対してその旨通知するものとする。
3. 甲は乙が候補者を紹介した日より 1 年間は、甲が候補者を採用された場合、当初の紹介時において適用される通常の報酬料率に従い、乙に報酬を支払うものとする。

第八条 (契約の有効期限) 本契約の有効期限は、契約締結の日から 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に 1 年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第九条 (未記載事項) 本契約書に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

第十条 (個人情報)
1. 甲は、候補者の同意を得て乙より提供された候補者個人に関する情報(以下、単に「個人情報」という。)を、その管理主体として厳重かつ適正に管理するものとし、候補者の同意を得ずに第三者に開示又は漏洩して

はならないものとする。

2. 乙は、その業務を第三者に委託する場合、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の個人情報の取扱いについても責任をもって監督するものとする。

第十一条 (損害賠償)
1. 乙は、本契約に基づく候補者の紹介に際する乙の故意又は過失により甲が被る損害、損失等に関り、賠償又は補償するものとする。
2. 甲は、本契約を履行するにあたり相手方または第三者に損害を与えた場合には、その直接かつ通常の損害を賠償する義務を負うものとする。

第十二条 (再委託)
乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することができる。

第十三条 (法令遵守)
甲及び乙は、本契約の履行にあたっては、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働に関する法令、その他一切の適用法令を順守するものとする。

第十四条 (準拠法)
本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

第十五条 (合意管轄)
本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十六条 (表明保証)
1. 甲及び乙は、本契約を締結する正当な権利を有することを保証する。
2. 甲及び乙は、暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当せず、かつ反社会的勢力との間に資本関係または取引関係その他一切の関係を持っておらず、今後も持たないものであることを保証し、確約する。
3. 本契約において反社会的勢力とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)において定義される暴力団及びこれに類する団体等であって、暴力、威力及び詐欺的手法等を用いて経済的利益を追求する集団、個人及びその関係者をいうものとする。
4. 乙が、本条の保証、確約に違反したことにより甲と第三者との間で紛争が生じたときは、かかる紛争を乙自らの費用及び責任において解決し、甲には一切迷惑をかけないものとし、これにより、甲に損害が生じた場合、乙はその一切を賠償するものとする。

本契約の成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

20 年●月●日

(住 所)
甲 (会社名)
(氏 名)

(住 所) 東京都港区新橋 2-13-6 新橋 862 ビル 6F
乙 (会社名) 株式会社キャリア・エックス
(氏 名) 代表取締役社長 東海林浩樹